

矢倉小学校における「新しい生活様式」 ～学校における新型コロナウイルス感染症対策について～
 ※文科省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を参考に作成しました。

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策について 基本的な考え方

「3密」を避け、「マスク着用」「手洗い」を基本にしながら、種々の感染対策に継続して取り組む「新しい生活様式」を導入します。その際、感染リスクはゼロにできないということを前提とし、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、関係機関、学校医・学校薬剤師等の専門家等と連携した保健管理体制を築いていきます。

感染者が確認された場合には、一律に一斉の臨時休業を行わず、感染者及び濃厚接触者を出席停止としたり、分散登校を取り入れたりしつつ、学校内で感染が広がっている可能性についての疫学的な評価を踏まえた臨時休業についての判断を行うこととなります。

同時に、感染者や濃厚接触者である子どもが、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならぬよう、十分に配慮・注意しなければなりません。

<参考>感染が広がった場合における対応について

事前に判断基準・対応規定を設定（発熱等の風邪症状があれば登校しないなど）

登校後であれば 迎えに来てもらう さらに、感染の疑いがあれば 自宅待機・定期的に状況を尋ねる

感染していれば 関係機関と連携し学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖する

校医・薬剤師・関係機関の指示のもと対応

（1）本校の行動基準 レベル1：「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い活動	自由意思の活動
レベル1	1 mを目安に、学級内で最大限の間隔を取る	十分な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施
レベル2	できるだけ2 m程度（最低1 m）	リスクの低い活動から徐々に実施	リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認徹底
レベル3	できるだけ2 m程度（最低1 m）	行わない	個人や少人数でリスクの低い活動、短時間での活動に限定

「レベル1」…生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域で、レベル2にあたらぬもの

「レベル2」…生活圏内の状況が、①「感染拡大注意都道府県」に相当する地域、及び②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

「レベル3」…生活圏内の状況が、「特定（警戒）都道府県」に相当する感染状況の地域

（2）学校の役割

学校長を責任者とし、校内に保健管理体制を構築します。併せて学校医、学校薬剤師等との連携を推進します。保健主事・養護教諭・各学級担任などとともに、学校医・学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整備します。

「新しい生活様式」を実践するために、子どもたちへの指導のみならず、朝の検温や共用物品の消毒に加え、給食時間や休み時間、登下校時の見守りなど、支援員、ボランティア等の協力を得ながら学校全体として取り組みます。また、感染者が確認された場合の連絡体制をあらかじめ確認し、冷静に対応できるように準備しておきます。

(3) 家庭との連携

学校の臨時休業中においても子どもの感染事例は一定数生じています。その多くは家庭内での感染と言われています。学校内での感染拡大を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには各家庭の協力が不可欠となります。

毎日のお子さんの健康観察はもちろんのこと、例えば、家族に発熱、咳などの症状がある場合には、登校を控えることが重要となります。さらに、不用意に感染リスクの高い地域や活動場面に出席しないようにすること、たとえ出席するときでも感染対策には十分に留意し、海外や感染リスクの高い地域に出席などした場合は、帰宅後、しばらくの間、自宅待機をするなどの対応をしていただきたいと思います。

以上のことをふまえ、保護者の理解と協力を得て、家庭においても「新しい生活様式」の実践をお願いしたいです。そこで PTA や地域の関係団体等と連携しつつ保護者の皆様からの理解が得られるよう、学校からも積極的な情報発信を心がけていきます。

2. 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 児童生徒等への指導

子どもたちには「感染症を正しく理解すること」「感染リスクを自ら判断し、これを避ける行動をとれるようにすること」について指導し、自分や家族、なかまの命を大切にできる主体的な姿勢がもてるようにしたいと願っています。

＜基本のやくそく＞ ①ハンカチ、ティッシュ携帯 ②マスク着用

(2) 基本的な感染症対策の実施

感染症対策の3ポイント ①感染源を絶つ ②感染経路を絶つ ③抵抗力を高める に取り組みます。

① 感染源を絶つこと

- 風邪症状があれば登校しない。
- 登校時の健康状態（検温と健康状態）の把握をする。

② 感染経路を絶つこと

- 飛沫感染、接触感染を絶つこと そのために「手洗い」「咳エチケット」「消毒」
- 「手洗い」 30秒程度 流水と石けん 手拭きタオル・ハンカチは個人持ち
- アルコール消毒は、手洗いができないときの補助的な対応
- アレルギーがあれば、流水で丁寧に

手洗いのタイミングは6場面

- (1) 外から教室に入るとき (2) 咳やくしゃみ、鼻をかんだとき
- (3) 給食の前後 (4) そうじのあと (5) トイレのあと
- (6) 共有のものをさわったあと

「咳エチケット」 マスクやハンカチ、袖、肘の内側で、口や鼻を押さえること

「消毒」 ドアノブ、手すり、スイッチ 1日1回以上消毒

③ 抵抗力を高めること

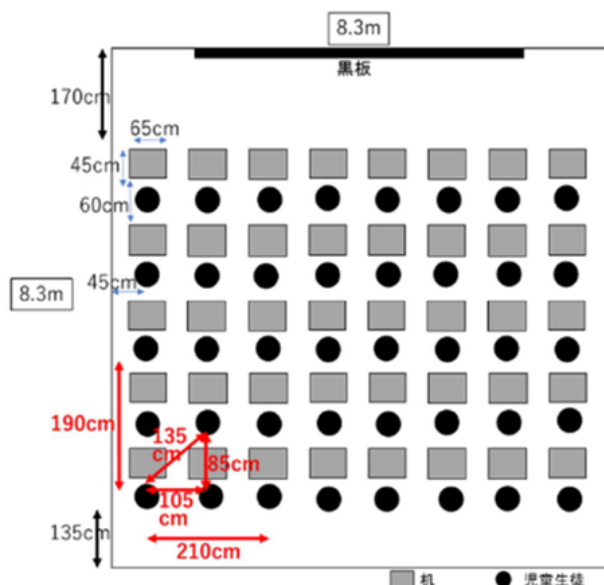
- 「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスのよい食事」

(3) 集団感染のリスクへの対応

教室では3密「密閉・密集・密接」を避けるようにします。

- ①「密閉」の回避（換気の徹底） 換気扇の使用、窓の開放、エアコン使用時も換気
- ②「密接」の場面への対応 基本は「マスク着用」そして、「換気」「他者との距離」

- ③密集の回避 子ども同士を1m離すことは一つのめやす
 座席の間隔に一律にこだわることなく、こまめに換気して柔軟に対応



〈レベル1地域 40人学級の例〉
 ※文科省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」引用

(4) 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等

受け入れる際は、その体制について、保護者、担当医、関係機関と十分に連携をとって、適切に対応します。

(5) 教職員の感染症対策

教職員は、児童生徒等と同様に、感染症対策に取り組みます。

職員会議の持ち方、情報共有について、工夫します。

風邪症状があるときは、自宅で休養がとれるよう、休みやすい職場環境を構築します。

3. 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

(1) 各教科等について

感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動 <※当面、見合わせます。>

各教科等に共通する活動	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等 ・近距離で一斉に大きな声で話す活動
理科	<ul style="list-style-type: none"> ・近距離で活動する実験や観察
音楽	<ul style="list-style-type: none"> ・室内で、近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
図画工作	<ul style="list-style-type: none"> ・近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・近距離で活動する調理実習
体育	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが密集する運動 ・近距離で組み合ったり接触したりする運動

その他留意点

- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、貸し借りはしないこと。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いをを行うこと。
- ・体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、その意向を尊重すること。
- ・体育の授業は、子どもや教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえ、授業の中止を判断すること。
- ・体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施すること。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。
- ・体育の授業におけるマスクの着用については必要ないが、感染リスクを避けるためには、間隔を十分確保すること。

(2) 給食 ※詳細は、別途お知らせする「給食だより」をごらんください。

給食前後には手洗いを全員するのなど、適正な衛生管理のもと、新たな配膳方法で対応します。配膳当番は学校備品のエプロンを共有し、配り当番は個人持ちのエプロンを着用して配膳します。ただし、配膳当番の中に個人持ちのエプロンを着用したい旨、申し出があればそちらを優先させます。

(3) 図書館

前後に手洗いをします。密集を生じさせないようにして貸し出しのみします。図書室には「いす」はありません。貸出期間は2週間です。返却された本はすぐに配架せず、1週間をめどに別のところで保管します。

(4) そうじ

校医・薬剤師の指導、助言にもとづき対応します。当面は教師が放課後の消毒作業の際、そうじもします。感染状況を見て、子どもによるそうじを教育活動として再開させるか判断します。

(5) 休み時間

休み時間は、教員の目が必ずしも届きません。そこで、子どもに感染症対策の考え方を十分理解させ、休み時間中の行動についての必要なルールを設定します。

合言葉は「マスクをつけて」「チャイムが鳴れば手を洗って教室に」「お茶も飲む」です。

(6) 登下校

登下校時には、教員の目が届きづらいことに加えて、状況によって「3つの密」が生じうることを踏まえ、余裕をもって登校できるようにします。

(7) 健康診断

今年度の健康診断は市教委と連携し調整中です。